

2026年4月から施行された**物流効率化法**により、
一定規模以上の荷主・物流事業者は「**特定事業者**」として指定されます。

特定荷主・
特定連鎖化事業者

取扱貨物の重量

9万トン以上

特定貨物自動車
運送事業者等

保有車両台数

150台以上

特定倉庫業者

貨物の保管量

70万トン以上

特定事業者には、下記の取組が義務付けられます。

- 1 中長期計画の作成
- 2 定期報告
- 3 物流統括管理者(CLO)の選任

特定荷主・
特定連鎖化
事業者のみ

詳しくは
「物流効率化法」理解促進
ポータルサイトをご確認ください

物流効率化法 ポータルサイト



改正物流効率化法に関する届出・指定等の手続きは、
原則、「**e-Gov電子申請**」にてオンライン申請をお願いいたします。

e-Gov電子申請  <https://shinsei.e-gov.go.jp/>

e-GOV 電子申請

「手続分野分類から探す」から
大分類「国土交通」→ 中分類「物流」→ 小分類「物流効率化法」で検索

トップ

電子申請について

利用準備

手続検索

ヘルプ

e-Govポータル >

いつでも、どこでも申請
仕事を効率化するe-Gov電子申請

ログイン

e-Govを初めてお使いの方へ

- 操作マニュアルや各種様式は国土交通省のホームページからダウンロードいただけます。
https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/seisakutokatsu_freight_mn1_000034.html
- 申請には「**GビズID**」が必要となります。以下のサイトからアカウントの作成をお願いいたします。
<https://gbiz-id.go.jp/top/>

特定荷主の指定の届出 提出にあたっての注意点

1

申請の前に

- e-Gov電子申請を利用するためには、事前に「**GビズID**」の作成が必須です。
取得していない場合には、以下のURLから取得手続きを行ってください。

※ GビズID取得ページ(<https://gbiz-id.go.jp/top/>)



Point !

- GビズIDのアカウント種別には、「**エントリー**」と「**プライム**」の2種類があります。
物流効率化法の手続にあたっては、どちらのアカウント種別でも申請可能ですが、
その他の申請等も行う場合は、すべての機能を利用できる
「プライム」での取得をおすすめします。

※ 「プライム」は取得時に審査がありますが、それにより申請時に転記される住所等の基本情報が
より正確に反映されますので、書類不備により修正作業が発生するリスクを減らせるメリットもあります。



Caution !

- **基本情報等の入力の際、誤りがないようご確認ください。**
届出等を提出する際、GビズIDに登録された住所等の基本情報が自動的に
転記される仕組みとなっております。

※ 届出時に自動転記された情報は手動で修正することも可能です。

2

手続検索時における注意点

- 「特定荷主の指定の届出」の提出あたっては、
「**00-01** 貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書(●●省提出用)」
と記載のある手続から申請をお願いいたします。

例 農林水産省への提出 ➡ 06-01 貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書 (農林水産省提出用)
経済産業省への提出 ➡ 07-01 貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書 (経済産業省提出用)



Point !

- 提出先は**主たる事業の所管省庁**を選択ください。所管省庁は以下を参照ください。
<https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/content/001993304.pdf>
- 「**手続名称から探す**」で検索することも可能です。

🔍 手続名称から探す

貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書

検索

「**貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書**」
と入力し、検索



Caution !

- 「**00-06** 貨物の受渡しの状況届出書(●●省提出用)」は
「**連鎖化事業者**」用の手続となりますので、特定荷主になる方は選択しないでください。

3

入力時における注意点

○ 「所在地」について

「所在地」はGビズIDのアカウントから自動的に転記されますが、番地が登録されていない場合がありますので、**番地まで正しく入力されているか**ご確認ください。

○ 「主たる事業」と「細分類番号」について

「細分類番号」はわからない場合は、**e-Stat(※)の「キーワード検索」から検索可能**です。

※ e-Stat(<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>)

例 「自動車ターミナル業」を主たる事業として営んでいる場合

分類コード	分類名称
4853	運輸業、郵便業 > 運輸に附帯するサービス業 > 運輸施設提供業 自動車ターミナル業

【 e-Statの画面 】



必須	主たる事業	自動車ターミナル業
必須	細分類番号	4853

【 届出入力画面 】

検索結果を転記

※ 誤記が散見されますので、
正確に入力をお願いします。

○ 「委託状況」、「受渡状況」について

「委託状況」は「第一種荷主」、「受渡状況」は「第二種荷主」に関する記載項目です。
基準重量(9万トン)を超える区分にチェックを入れてください。



Caution !

「第一種荷主」、「第二種荷主」のどちらの区分でも9万トンを超えている場合には、
「委託状況」と「受渡状況」の両方にチェックして届け出る必要があります。

※ いずれも基準重量を超えているに関わらず、一方のみチェックして提出することのないようご注意ください。

委託状況	受渡状況
任意 年度 2026	任意 年度 2026
任意 ☒ 9万トン以上	任意 ☒ 9万トン以上
任意 重量(トン) 12345678	任意 重量(トン) 12345678

第一種荷主として9万トンを超えている場合はチェック

第二種荷主として9万トンを超えている場合はチェック

【届出入力画面】

注意: 第一種・第二種どちらの区分でも9万トンを超えている場合、両方チェックする

○「審査担当省庁」について

審査担当省庁として選択いただいた機関が提出先となります。そのため、選択先を誤ると提出先から差し戻しされますので、特に以下の点にご注意ください。

- ✓ 選択した手続名「貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書(●●省提出用)」の「●●省提出用」の部分と同一の省庁を選択しているか。
- ✓ 届出先は各省庁の「本省」なのか、「地方支分部局」なのか。
※ 財務大臣(国税庁に提出するもの)、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣への提出の場合は、自社が所在する都道府県を管轄する地方支分部局を設定してください。
- ✓ そもそもの提出先省庁に誤りはないか。
業種毎に提出先省庁が異なりますので、以下に掲載されている提出先と照らし合わせ、提出先が正しいか改めてご確認ください

【提出先省庁】 <https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/content/001993304.pdf>

審査担当省庁	
■主たる事業の所管	
所管	
必須 省庁	国土交通省
必須 部局	関東運輸局
必須 課室	交通政策部 環境・物流課

【届出入力画面】

4

提出後における注意点

○ 審査担当省庁から差し戻された場合等の「通知設定」等について

申請内容に不備等があった場合、審査担当省庁から書類が差し戻されますので、その際には補正を行っていただいた上で、再提出していただく必要があります。

このとき、差し戻されたことに気付かないまま提出締切りを超過してしまわないよう、以下のご対応をお願いいたします。

① 「**処理状況**」の画面から、定期的に手続の進捗状況を確認する

② 「**メッセージ通知**」を設定し、メール等で通知が受けられるようにする

※ 初期設定では通知が来ない設定となっておりますので、必ず設定変更ください。

「アカウント管理」→「利用者設定」から設定変更が可能です。詳細は以下をご参照ください。

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help/guide/mypage/user-settings.html>



【e-Gov電子申請画面】